

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 株式会社エイチワン

【英訳名】 H-ONE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金 田 敦

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

【電話番号】 (048) 643-0010(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 太 田 清 文

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

【電話番号】 (048) 643 - 0010(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 太 田 清 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年6月25日の第8期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金11円 総額312,310,449円

効力発生日

平成26年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

配当準備積立金 300,000,000円

別途積立金 800,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加及び変更を行うものであります。また、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役14名選任の件

金田敦、新井智則、小林昭久、萩原茂、加賀谷隆、小井土隆一、遠藤栄太郎、築地満典、矢田浩、太田清文、安齋岳、田嶋浩明、渡邊浩行及び丸山恵一郎を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

伊藤宣義、飯島邦宏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

村上大樹を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する白幡明夫、伊藤宣義並びに、監査役を辞任する久保隆嗣に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	216,225	402	30	(注) 1	可決 99.8
第2号議案 定款一部変更の件	216,168	459	30	(注) 2	可決 99.8
第3号議案 取締役14名選任の件					
金田 敦	216,176	451	30		可決 99.8
新井智則	216,236	391	30		可決 99.8
小林昭久	216,136	491	30		可決 99.8
萩原 茂	216,243	384	30		可決 99.8
加賀谷隆	216,244	383	30		可決 99.8
小井土隆一	216,254	373	30		可決 99.8
遠藤栄太郎	216,254	373	30	(注) 3	可決 99.8
築地満典	216,243	384	30		可決 99.8
矢田 浩	216,154	473	30		可決 99.8
太田清文	216,243	384	30		可決 99.8
安齋 岳	216,254	373	30		可決 99.8
田嶋浩明	216,246	381	30		可決 99.8
渡邊浩行	216,254	373	30		可決 99.8
丸山恵一郎	208,806	7,821	30		可決 96.4
第4号議案 監査役2名選任の件					
伊藤宣義	216,430	197	30	(注) 3	可決 99.9
飯島邦宏	216,426	201	30		可決 99.9
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
村上大樹	216,474	153	30	(注) 3	可決 99.9
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に 対し退職慰労金贈呈の件	204,249	12,376	32	(注) 1	可決 94.3

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。